

# 緊急事態宣言終了後の対応について

～警戒レベル第3段階「感染流行期」継続中～

令和2年9月4日

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

県民一丸となった感染拡大防止対策により、新規感染者数や療養者数の減少等、収束に向けた改善傾向が確認できることから、緊急事態宣言は9月5日を以て終了します。

県民・事業者の皆様には、引き続き「新しい生活様式」の徹底や「感染拡大予防ガイドライン」の遵守をお願いするとともに、県等が行う感染防止対策にご協力いただきながら、必要な社会経済活動を行っていただくようお願いします。

一方、病床のひっ迫状況は改善の見込みはあるものの、警戒レベルは第3段階の「感染流行期」にあり、引き続き感染拡大に警戒が必要であることから、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例」に基づき、下記のご協力をよろしくお願いします。

## 1. 県民・事業者・来訪者の皆様へ

- (1) 県民の皆様におかれましては、マスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、3密(密閉・密集・密接)の回避、毎日の体温測定・健康チェック、人と人の距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底した上で行動してください。
- (2) 事業者の皆様におかれましては、テレワークやリモート会議の積極的な導入及び職場内の3密対策の徹底、並びに「感染拡大予防ガイドライン」の策定及び遵守等、「with コロナ」の社会にも適応できる業務形態の構築をお願いします。
- (3) 各店舗や施設等においては、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、密にならない対応、発熱者等の入場制限、手指の消毒設備の配置、室内換気、従業員のマスク着用や健康管理等を徹底しての営業活動をお願いします。感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」についても、積極的な活用をお願いします。
- (4) 会食や会合などの密になるような環境はなるべく控えてください。実施する場合でもシーサーステッカーを掲示した店舗を利用した上で、少人数でお願いします。対面では座らない等の感染予防対策にもご留意ください。
- (5) 高齢者等の重症化リスクが高い方との面会や接触は控えるようお願いします。
- (6) 県をまたぐ往来は、事前に1週間は体温をチェックするなどの十分な健康観察と、感染予防対策の徹底をお願いします。

- (7) 離島への渡航及び離島間の渡航については、来島自粛を求めている離島もあるため、渡航先の受入状況等を事前に市町村の HP 等で確認した上で判断してください。渡航する場合、マスクの着用など感染防止対策を徹底していただくとともに、体調不良の際には延期をご検討ください。
- (8) 県内イベントの開催については、オンライン開催や、感染防止対策を徹底したうえでの分散開催または規模縮小をお願いします。
- (9) 接触確認アプリ「COCOA」及び県が推奨する LINE アプリによる濃厚接触者通知システムを積極的に利用し、感染防止対策をお願いします。
- (10) 感染者本人やその家族、並びに関係者に対する不当な差別的扱いや誹謗中傷は決して許されるものではありません。感染を「自分事(ごと)」として考え、配慮をお願いします。

## 2. 「沖縄県新型コロナ注意報」の発信について

感染拡大の兆候が確認された際等には、「沖縄県新型コロナ注意報」を迅速に発信し、特に必要な対策に絞ってピンポイントかつタイムリーな注意喚起を行うことで、社会経済活動への影響を最小限に抑えつつ、より効果の高い感染拡大防止対策の周知につなげます。

(例)

- ア 夜の繁華街での集団感染の兆候確認時  
⇒夜の会合・会食や発生地域への外出自粛等を呼びかけ
- イ 高齢者施設での感染拡大の兆候確認時  
⇒面会自粛の徹底等を呼びかけ
- ウ 県外由来の感染拡大が懸念される時  
⇒連休前などに、観光客への空港での健康チェック協力を強く呼びかけ 等

# 発信時のイメージ

令和〇年〇月〇日 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部発信



## 沖縄県新型コロナウイルス感染症注意報



### 夜の繁華街への外出自粛等について

〇〇市〇〇地区の接待・接触を伴う飲食店において、集団感染が確認され、〇月〇日までに\* \*名の感染者が発生しています。

今後の感染拡大を防止するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例」に基づき、下記のご協力をよろしくお願ひします。

1. 〇〇地区への夜10時以降の外出は控えてください。
2. 会食・会合は、三密対策をしっかりと行った会場で実施してください。
3. 体調不良時は参加をお控えください。等々

#### 【沖縄県の主な取り組み】

- (1) 保健所にて引き続き調査を行い、濃厚接触者を早期に特定し、迅速にPCR検査へつなげていきます。
- (2) 濃厚接触者が広範囲に及ぶ場合等は、利用者の注意喚起及び感染拡大防止等のため、店名の公表を行います。
- (3) 宿泊療養施設を含め、医療提供体制を確保します。